



検査項目の解説

項 目	解 説	
1 階段及び廊下の管理	階段及び廊下は火災が発生した際、速やかに避難する必要があるため、みだりに物品を置かないよう管理してください。	
2 避難口の管理	階段の出入口又は屋外への出入口の扉付近に、避難上支障となる物品等を置かないよう管理してください。	
3 防火設備の管理	防火戸又は防火シャッターは火災が発生した際の、延焼や煙の拡散を防止するものです。床との隙間に段ボールや木片などを挟んで、常開放状態となっていないか確認してください	
4 消防用設備等の管理	消火器などの消防用設備は、火災が発生した際、有効に機能しなければなりません。使用の際、障害となる物品を置かないよう管理してください。	

5	消防設備等の点検	<p>消防用設備等の点検が実施されているか、点検済みラベルを確認してください。また、点検の結果が、消防署に報告されているか確認してください。</p>	
6	防火管理者	<p>防火管理者を選任すれば、消防署へ届出が必要です。また、届出ている防火管理者を変更する場合も同様です。</p>	
7	消防計画	<p>消防計画を作成すれば、消防署へ届出が必要です。また、届出ている消防計画を変更する場合も同様です。</p>	
8	消防訓練	<p>消防計画を確認し、消防訓練を実施してください。 (前回 令和〇年〇月〇日実施) (前々回 令和〇年〇月〇日実施)</p>	
9	建物周囲の管理	<p>建物周囲に燃えやすいものを置かないよう管理してください。特に建物の死角となる場所は注意しましょう。放火による火災を防止しましょう。</p>	